

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年6月12日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成30年4月19日（木）午前10時34分頃、周南市大字大河内の国道2号において、教育部教育政策課嘱託職員の運転する公用車が熊毛中学校に向かって走行中、右折待ちにより停車していた車両を先頭とした車列の最後尾で停車していた車両に追突したことにより、当該最後尾車両がその前方に停車していた相手方車両に追突し、相手方車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

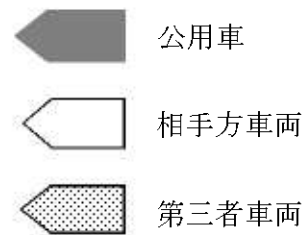
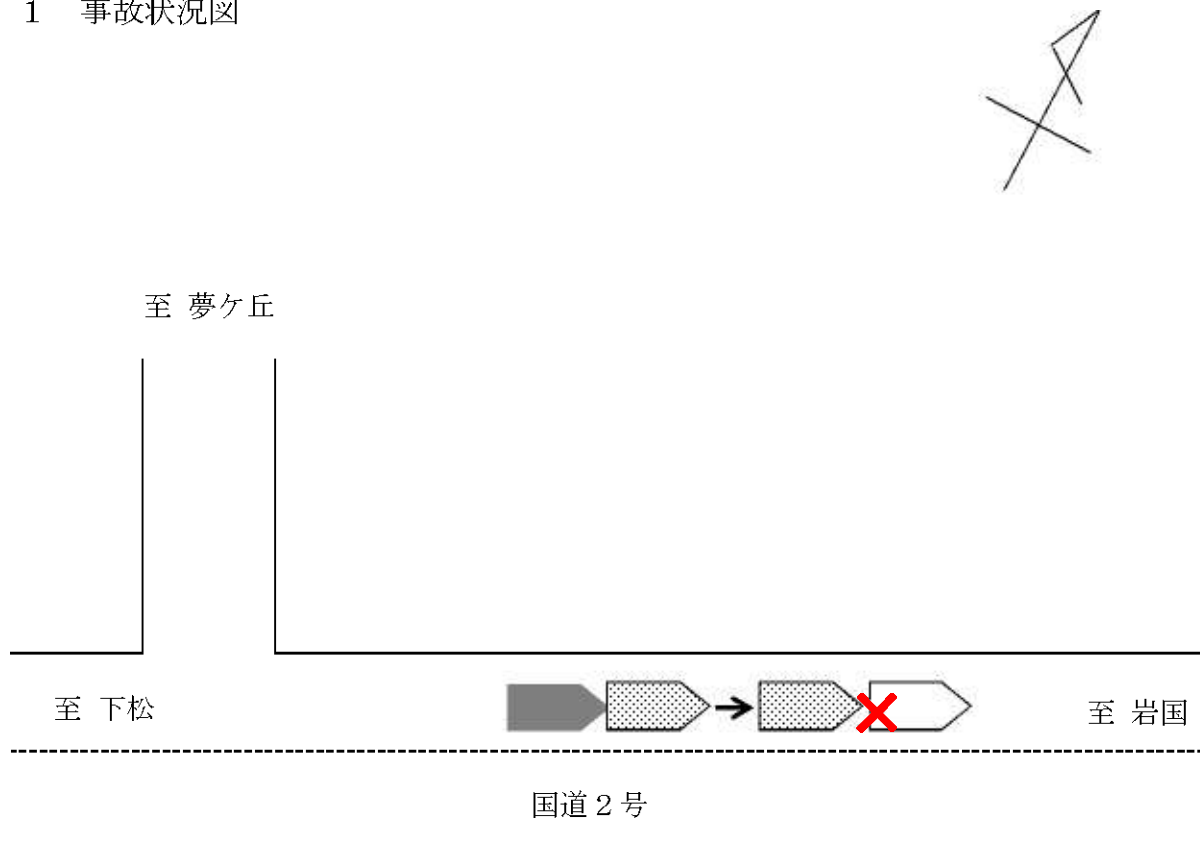
¥299,532-

2 専決処分の年月日

平成30年6月8日

(参 考)

1 事故状況図



2 市の過失割合

100%

3 損害賠償に係る補填財源

市有物件災害共済会災害共済金 ¥299,532-